

## 補助金要望に対する留意事項

### （1）分娩取扱施設支援事業

- ・周産期母子医療センターを除く
- ・令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上あること
- ・令和8年度も、分娩取扱を継続していること
- ・令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること

### （2）小児医療施設支援事業

- ・小児救命救急センター、救命救急センターに限る
- ・令和6年度における15歳未満の延べ入院患者数が、令和5年度における15歳未満の延べ入院患者数を2%以上下回っていること

### （3）地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

- ・令和7年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在すること  
(静岡県内では熱海・伊東圏域内の病院、診療所のみが該当)
- ・令和7年度において、分娩取扱実績があること
- ・令和7年度において、妊産婦の健康診査を実施していること

### （4）地域連携周産期支援事業（産科施設）

- ・分娩を取り扱っていない施設に限る（令和7年度中に分娩取扱中止を決定した施設は対象）
- ・近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること

※（1）、（3）、（4）は併給不可のため、いずれか1事業を選択